

令和6年度  
(2024年度)

## 農業委員会事務局の取り組み実績

<構成>

農業委員会事務局

<主な担当事務>

- (1) 農業委員会に関すること。
- (2) 農地銀行に関すること。
- (3) 農地台帳の整備に関すること。
- (4) 農業者年金に関すること。
- (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

### 重点的な取り組み：「地域計画」の策定に向けた「目標地図」の素案作成

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称変更され、「10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」などを明確化することが、同法に位置付けられました。

農業委員会では、枚方市が取り組んでいる地域計画の策定に向けて、引き続き各地区の話し合い（座談会）に参加するとともに、農業経営基盤強化促進法に基づく市の求めに応じて、農用地の保有及び利用状況などを勘案して地域計画策定に必要な「目標地図（10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する地図）」の素案作成に取り組めます。

<b>実 績</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 地域計画策定に向けた話し合い（座談会）の実施。 ＜全10地区のうち、6地区＞</li><li>② 地域計画策定に向けた「目標地図」の素案を作成。 ＜全10地区のうち、5地区＞</li></ol>
<b>説 明</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 地域計画策定に向けた話し合い（座談会）を地域関係者（農業委員、推進委員、農協、土地改良区、水利団体、関係農家など）を交えて、全10地区の内、6地区（蹉跎、山田、氷室（穂谷・尊延寺・杉）、津田）で実施しました。</li><li>② 地域計画策定に向けた話し合い（座談会）の内容を踏まえ、農業委員、推進委員と調整の上、全10地区の内、5地区（蹉跎、山田、氷室（穂谷・尊延寺・杉）で「目標地図」の素案を作成しました。</li></ol>

### 重点的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における案件等について、法令に基づく的確な審議を行うため、平常業務からの調査・相談活動において、委員と事務局職員との一層の情報共有化を図り、円滑な運営に取り組めます。

<b>実 績</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 月1回農業委員会総会及び協議会を開催。 ＜3条：80件、4条：24件、5条：56件、18条：15件、その他：538件＞</li><li>② 大阪府農業会議が大阪府農業委員会大会を開催。 ＜農業委員5名、推進委員4名＞</li></ol>
------------	--

<b>説明</b>	<p>① 農業委員会総会における農地の権利移動や転用等の案件及び協議会における報告案件等について、委員等との調査・相談活動において情報の共有化を図り、法令等に基づき的確に審議を行いました。</p> <p>② 令和6年10月24日、大阪市において大阪府農業会議主催の大阪府農業委員会大会が開催され、9名の委員（事務局3名）が参加しました。</p>
-----------	--

### 重点的な取り組み：農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

ホームページに農地銀行の制度について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農業だより」を発行し、農地貸借希望台帳の周知・啓発を図り、農地の貸し手借り手のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。

また、的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努め、適正に各種データ等の補正を行うことにより、農地台帳管理システムの精度向上を図ります。

なお、今年度末で、現在の農地銀行制度の利用権設定が廃止となり、農地中間管理機構（農地バンク）の農用地利用集積等促進計画による農地貸借に移行するため、令和7年度以降の農地銀行の方向性について検討を進めます。

<b>実績</b>	<p>① 農地銀行による農地貸借。          &lt;利用権設定面積：新規設定 17,633 m<sup>2</sup>、再設定 9,457 m<sup>2</sup>&gt;          農地中間管理機構による農地貸借。          &lt;利用権設定面積：新規設定 11,303 m<sup>2</sup>、再設定 10,945 m<sup>2</sup>&gt;</p> <p>② 農地中間管理機構による農地貸借の啓発・周知。          &lt;農業委員会ホームページへ掲載：通年、「農委だより」の発行：1回&gt;</p> <p>③ 最新の農地情報の把握とデータの補正。</p> <p>④ 農地銀行定例理事会で令和7年度以降の農地銀行の方向性について検討。</p>
<b>説明</b>	<p>① 枚方市が認定した新規就農者とのマッチングが成立した農地も含め、農地貸借希望台帳への登載農地について利用権が設定されました。今後も枚方市において策定された地域計画の目標達成に向けて、農地の貸し手借り手のマッチングを進めることで、農地中間管理機構による利用権の設定につなげ、担い手への農地利用の集積を図るとともに、遊休農地の発生防止に努めます。</p> <p>② あらゆる機会を捉えて制度の啓発・周知を図るとともに、利用しやすい制度となるよう、「農地中間管理機構の貸借方法の変更について(お知らせ)」という資料の作成を行いました。</p> <p>③ 毎月総会終了後、各種データの補正を行うとともに、農家からの情報や関係機関からの通知など、農地情報を把握した場合、速やかに各種データの補正を行いました。</p> <p>④ 令和7年度以降の農地銀行の方向性について、農地銀行定例理事会を2回開催し、農地中間管理機構への移行に向けたスケジュールや既利用者へ周知方法を確認しました。</p>